

市川市マンション管理組合協議会会費に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、市川市マンション管理組合協議会（以下「本会」という）の会則第15条に基づき、本会の会費の額および徴収方法などの詳細について定める。

(会費)

第2条 本会の会費は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 正会員（組合及び個人単位） 1,000 円／年
- (2) 賛助会員（事業者） 30,000 円／年

2 必要に応じて役員会において改定することができる。

(会費納入)

第3条 会費は、毎年1回、新会計年度の開始から2か月以内に、本会が指定する金融機関の口座に振り込み、送金手数料は会員が負担する。

(途中入会)

第4条 会計年度の途中で入会した場合は、正会員は1,000円で賛助会員は30,000円とする。

(退会)

第5条 会員が退会した場合でも、いちど納入された会費は、原則として返還しない。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改正または廃止が必要となった場合は、本会の役員会でその可否を検討して議決する。

(附則)

第7条 本細則は、平成21年2月11日から施行する。

- (2) 本細則を平成29年5月14日から一部改正施行する。